

# 社会福祉法人 親和会

## 評議員、役員、運営協議会委員報酬等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 親和会（以下「当法人」という。）定款第九条及び第二三条の規定に基づき、評議員、役員及び運営協議会委員の報酬等の基準及び額に関し必要な事項を定めるものとする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第五条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第一六条第1項による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、理事長をいう。
- (4) 非常勤役員とは、前々号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 運営協議会委員とは、定款第二六条による者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

### (報酬の額及び支払方法)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第九条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき現金支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては月額報酬とし、金額は次のとおりとする。

(1) 報酬は、別表2に定める年間総額の範囲内とし、毎月20日（その当日が休日に当たる時は、職員給与規程第6条に準じた日）に金融機関口座振込とする。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等当法人業務への出席の都度、別表3に基づき現金支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

4 運営協議会委員の報酬は日額とし、運営協議会等当法人業務への出席の都度、別表3に基づき、現金支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する運営協議会委員には支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給については、法令に基づいて控除すべき税金等を控除し、その残額を支給する。

### (出張旅費)

第5条 当法人が第2条(1)～(4)による者が、法人業務のため出張する場合は、役員・評議員等旅費規程に基づいて支給する。

**(適用除外)**

第6条 当法人の役員と職員を兼務する場合は、この規程を適用しない。

**(公表)**

第7条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第五十九条の二第二項に定める報酬等の支給の基準とし、公表する。

**(補則)**

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

**(規程の改廃)**

第9条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

### 1. 評議員報酬

	報酬日額	年間総額	備考
非常勤 評議員報酬	10,000円	500,000円	評議員10名 5回

### 2. 常勤役員報酬

	報酬月額	年間総額	備考
常勤 理事長報酬	300,000円	3,600,000円	月額報酬のみ

### 3. 非常勤役員報酬

	報酬日額	年間総額	備考
非常勤 理事・監事	10,000円	350,000円	理事会 5回 理事5名 監事2名
非常勤 監事報酬	12,000円	164,000円	定時評議員会 1日×10,000 出納監査 4日×12,000 決算監査 2日×12,000
合計		514,000円	

### 4. 運営協議会委員報酬

	報酬日額	年間総額	備考
非常勤 運営協議会委員報酬	5,000円	150,000円	委員10名 3日